

神戸市市民福祉調査委員会 児童福祉専門分科会運営要綱

平成 12 年 5 月 15 日
専門分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成 12 年 4 月 18 日委員会決定）第 9 条の規定に基づき、児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 権利擁護部会 定数 10 名以内
 - (2) 健全育成部会 定数 10 名以内
 - (3) 保育所等認可部会 定数 10 名以内
- 2 第1項の各号に掲げる部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。
 - 3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。
 - 4 部会に部会長を置き、部会長は、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
 - 5 部会長は、その部会の会務を総理する。
 - 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
 - 7 部会は、部会長が招集する。
 - 8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
 - 10 部会で決議された事項は、専門分科会の決議とみなす。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があるとき認めるときは、部会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、こども家庭局こども未来課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は平成 12 年 5 月 15 日より施行する。

この要綱は平成 24 年 4 月 2 日より施行する。

この要綱は平成 26 年 3 月 6 日より施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 7 年 1 月 6 日より施行する。

別 表（第2条関係）

部会への委任事務

1. 権利擁護部会

- (1) 児童の施設入所等の措置の決定及び解除についての審議に関すること。
(児童福祉法第27条第6項及び同法施行令第32条)
- (2) 児童虐待事案の検討に関すること。

2. 健全育成部会

- (1) 映画、演劇、出版物、玩具等による児童福祉の増進又は児童に及ぼす悪影響の防止を目的に、映画等を審査のうえ、推薦又は勧告すること。
(児童福祉法第8条第9項)
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の打ち切りの審査に関すること。
(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)
- (3) 里親の認定についての審議に関すること。
(児童福祉法施行令第29条)

3. 保育所等認可部会

- (1) 家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び保育所の認可についての審議に関すること。
(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)